災害時における宿泊施設の提供に関する協定(概要)

1 趣旨・目的

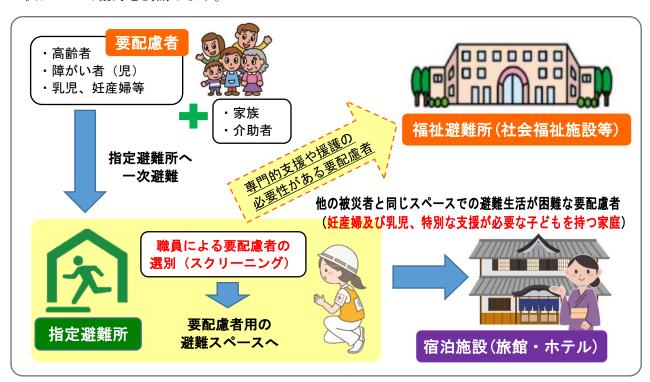
大規模災害時には、公的施設である指定避難所の状況等により、特に配慮が必要な妊産婦や乳児等の受入が困難となる可能性があることから、多様な避難場所を確保する必要があります。

このため、三朝町(以下「町」という。)と三朝温泉旅館協同組合(以下「組合」という。)は、 妊産婦や乳児のほか、特別な支援が必要な子どもを持つ家庭の宿泊施設への避難支援が円滑に実 施できるよう、「災害時における宿泊施設の提供に関する協定」を締結します。

2 協定の内容

(1) 町から組合への協力要請について

災害時に指定避難所の施設状況や受入人数の推移を見ながら、特段の配慮が必要と認められる被災者を職員が選別(スクリーニング)し、組合へ加盟する組合員が所有する宿泊施設の提供について協力を要請します。



(2) 協力の範囲について

組合は町からの要請に応じ、加盟旅館等へ要配慮者の受入調整を行い、宿泊施設内の避難場所の提供や入浴などの協力を業務に支障のない範囲で行います。

なお、受入期間は7日を限度と想定していますが、災害の発生規模等により、滞在を延長する場合は、町と組合で協議のうえ決定します。

(3) 協力に要した経費について

避難支援の協力に要した経費については、町が負担します。なお、負担する費用の額及び支 払方法等については、町と組合の協議により決定します。 宿泊施設への利用者の移送は町職員が行います。また、食糧や必要な資機材なども町から提供します。

また、避難者の健康状態や体調管理等の把握などは町職員を宿泊施設に派遣し、適宜、町へ報告します。

(5) その他

町と組合は平常時から受入施設の状況や受入手順などについて情報共有を図り、災害時に迅速かつ円滑に避難者の受入が実施できるよう、相互の連携強化を図ります。

3 要配慮者の受入要請から避難支援について(フロー図)

旅館・ホテルにおける避難者受入支援までの流れ(フロー)



~避難者の移送

町職員が移送



- 要配慮者の移送※組合と時間調整後
- 避難所資機材等準備

・ 職員の派遣

町との連絡調整 (受入先、移送時間)

旅館との連絡調整 (避難者数、受入時間)

- ・避難スペース確保
- 避難者受入準備

※災害規模・避難者の状況等により(原則7日間まで)

終了

避

難

者

受

入

支

援

の

開

始